

一般社団法人島根県理学療法士会講師謝金及び旅費等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人島根県理学療法士会（以下「本会」という）が支払う謝金及び旅費等に関する算定基準を示すことを目的とする。

(講師謝金)

第2条 本会主催する研修会等の講師等をした者には、対価として謝金を支払うことができる。

(謝金対象者)

第3条 本会の会員および会員以外の者を、この規程による謝金対象者とする。

(謝金の対象となる研修会)

第4条 謝金の対象となる研修会は、本会が主催する学会及び研修会等を対象とする。

(講師等謝金の単価)

第5条 講師謝金等は、以下の表を基に算定する。
基準額に加算額を加えた合計額を謝金とし、合計金額を税抜き支払額とする。

基準額

- ◇当該講師が同一の研修会等において2講義以上を担当する場合は、2つ目の講義以降はその基準額の50%を支払う。
- ◇講義時間が30分未満の場合は①の基準額の50%を支払う。下限額は1,500円とする。
例) 履修ポイントを付与しない研修会の県内会員 30分未満 1,500円

【県内会員に適応】

(単位：円)

	①	②	③	④	⑤
時間	60分未満	60分以上120分未満	120分以上180分未満	180分以上240分未満	240分以上

＜学会＞					
※ 県外会員・会員外も同様					
特別講演	10,000	20,000	30,000	40,000	50,000
企画講演	5,000	10,000	15,000	20,000	25,000
シンポジスト	2,500	5,000	7,500	10,000	12,500
学会長	20,000				

＜研修会、理学療法士講習会＞					
※ 特別講演、企画講演などは含めない					
※ 登録・認定・専門療法士の履修ポイント付与の研修会を含める					
認定/専門療法士	5,000	10,000	15,000	20,000	25,000
登録療法士	3,000	6,000	9,000	12,000	15,000
県外・会員外	7,500	15,000	22,500	30,000	37,500

＜研修会＞					
※ 登録・認定・専門療法士の履修ポイント付与しない研修会					
会員講師	3,000	5,000	10,000	15,000	20,000
県外・会員外	5,000	10,000	15,000	20,000	25,000

＜講習会・研修会ファシリテーター＞					
※ 学会については、対象とならない					
※ 累計の時間ではなく連続した時間とする。ファシリテーター等以外で謝金が発生している場合、この対象とはならない。また、同一事業で複数回実施した場合は1回分のみ、または高額のもののみとする。					
ファシリテーター	2,000	3,000	4,000		

＜前期研修・後期研修（座学）＞					
1 講義					
講師	4,500 円				

＜原稿料＞					
※ A4用紙1枚の金額。上限はA4用紙5枚までとする					
※ 県外会員・会員外も同様					
認定/専門療法士	4,000				
登録療法士	3,500				
登録療法士未満	3,000				

加算額（日数に関係なく1開催につきに加算する。）

①職種加算

(単位：円)

職 種	加 算 額
医師	+20,000
芸能・芸術家等著名人	+20,000

②役職加算

【協会会員外に適応】

(単位：円)

役 職	加 算 額
教授、所長、施設長、首長、 団体長、法人団体長	+30,000
准教授、講師、部門長、副院長	+15,000
助教、行政役員、団体役員	+10,000

【県外協会会員に適応】

(単位：円)

役 職	加 算 額
PT 協会長、教授	+30,000
施設長、所長、法人団体長	+20,000
准教授、講師、部門長、専門理学療法士	+15,000
助教、PT 協会役員	+10,000
認定理学療法士	+5,000

※合計額は 10 万円を上限とする。

※新人教育プログラム講師謝金については加算額の対象外とする。

※アシスタントが講義も担う場合

謝金規程に沿って謝金を支払う。(主たる講師はその時間分の基準額を減額する)

アシスタントが実技補助のみの場合

招聘 1 回につき 10,000 円を謝金として支払う(複数日であっても最大 10,000 円)

交通費、宿泊費は第 6 条に定める通り支給する。

県内会員がアシスタントの場合

研修参加費、弁当代、交通費の費用弁償のみとする。

※別途設定が必要な場合は各担当部局での協議および三役(会長、副会長、事務局長)で協議の上、会長決裁とする。

(旅費及び宿泊費等の実費の支給)

第 6 条 第 3 条に定める謝金対象者には、第 5 条に定める謝金の単価に加えて、旅費及び宿泊費等の実費額を支給する。

(旅費の種類及び支給額)

第 7 条 旅費の算定は、次により決定する。

(1) 交通費：鉄道、バス、船舶、航空、有料道路利用などによる交通費実費。

鉄道費は片道 80km 未満の路程距離の場合は普通乗車券を、片道 80km 以上の場合は普通乗車券、急行券の実費を支給する。

グリーン席または指定席料金については適応外とする。

自家用車の場合、1km につき 20 円を支給する。走行距離は合計距離の小数点以下第 1 位を四捨五入して算出する。

※乗り合わせの場合、車の所有者または主に車の運転に従事した方を支給対象とする。有料駐車場を使用した場合は実費支給。

(改 廃)

第 8 条 この規程の改廃は理事会の決議をもって行う。

附 則

- この規程は、平成31年（令和元年）4月1日から適用する。
- この規定は、令和元年7月25日から一部変更し、適用する。
- この規定は、令和2年4月1日から一部変更し、適用する。
- この規定は、令和2年11月29日から一部変更し、適用する。
- この規定は、令和3年1月17日から一部変更し、適用する。
- この規程は、令和4年4月1日から一部変更し、適用する。
- この規程は、令和5年4月1日から一部変更し、適用する。